

## 熊本市胃がんリスク検査実施要領

制定 令和 3年 7月30日健康福祉局長決裁

改正 平成 7年 4月 1日健康づくり推進課長決裁

### 1 目的

胃がんについては、国際がん研究機関において80%はピロリ菌に起因するものと報告がされており、国立がんセンターの報告においてもピロリ菌陽性者は陰性者と比べ、罹患リスクが10倍との報告がされている。このような中、熊本市においても胃がんリスク検査（血清ピロリ抗体検査）によりピロリ菌除菌に結びつけることで、胃がんの罹患リスクを低減させ、死亡者数の減少につなげることを目的とする。

### 2 対象者

熊本市に住民票を有する当該年度内に40歳以上49歳以下である者（当該年度内に満40歳に達する者を含み、当該年度内に満50歳に達する者を除く。）とする。

### 3 受診期間及び受診回数

受診期間は通年（4月1日～翌年3月31日）実施とし、受診回数は対象年齢（40歳以上49歳以下）内に1回限りとする。

なお、胃がんリスク検査受診者が、受診年度内に熊本市胃がん検診（X線検査）を受診することは可とする。

### 4 検査実施機関

#### 【1次検査実施機関の要件】

次の①から③の要件をすべて満たすこと。

①血清ピロリ抗体検査(採血)が可能であること。

②熊本市胃がんリスク検査実施要綱及び熊本市胃がんリスク検査実施要領の規程に基づき適正に判定を行うことができること。

③血清ピロリ抗体検査の目的・がん検診との違い・検査結果等についての的確な説明を行うことができること。

#### 【2次検査実施機関の要件】

2次検査実施機関は、胃がん精密検査機関（「熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会」が認定した機関）を原則とする。

ただし、以下の①から⑥のすべて要件を満たす機関についても実施を可とする。

①血清ピロリ抗体検査の目的・がん検診との違い・検査結果等についての的確な説明を行うことができること。

②胃内視鏡検査が可能であること。

③ピロリ菌の除菌治療が可能であること。

④ピロリ菌の除菌判定が可能（尿素呼吸試験、便中ピロリ抗原検査）であること。

⑤偶発症への対応が可能であること。

⑥受診者に対し検査結果等通知発送が可能であること。

### 5 実施方法

胃がんリスク検査の実施に当たっては、採血による血液検査とし、血清ヘリコバクター・ピロリ抗体値（ラテックス凝集比濁法）で判定する。

(1) 予約受付

原則として電話等による事前予約により行う。受付の際に受診希望者に対し、検査の意味や結果について、個々の医療機関で説明する。

(2) 受診者への説明

受診者への説明は「熊本市胃がんリスク検査（血清ピロリ抗体検査）のご案内」を用いる。検診結果によっては、2次検査の必要があること及び検査に関する個人情報は、熊本市個人情報保護条例に基づき取扱うことを受診者へ説明する。

説明の際、「この検査は胃がんそのものを見つける検査ではなく、ピロリ感染の有無を調べ、胃がんリスクの把握を行うための検査である」ことを理解していただく。

また、受診の際は、健康保険証やお薬手帳の持参、及び住所や年齢が確認できるもの（運転免許証など）の持参を依頼する。

(3) 問診

問診は検査票を用いて、自己記入方式または、医師・看護師などによる聴取のいずれかの方法で実施し、最終チェックは医師が行う。

**【受診歴及び対象者の確認に係る注意事項】**

- ①当該年度に40歳以上49歳以下に達する者で、受診歴については、問診票の記載内容及び受診者本人の聞き取りにより行う。
- ②住所地及び年齢については、保険証や免許証等その他受診者の住所地及び年齢が分かる書類等により確認すること。
- ③受診対象外に対する検査は、検診委託料が支払われないため、受診対象者であるか不明な場合は、健康づくり推進課へ確認すること。

**【検査対象外に係る注意事項】**

次の①②いずれかに該当する場合は検査対象外とする。

- ①ピロリ菌の検査歴がある者。
- ②胃切除（全摘出）を行った者。

**【自己負担に係る注意事項】**

原則として、窓口で受診者の自己負担額を徴収する。ただし、減免措置者に該当する場合（生活保護世帯、非課税世帯）は、窓口において無料とする。

※生活保護世帯は保護証明書又は生活保護緊急時医療依頼証の確認を行うこと。

※非課税世帯は市県民税証明書（世帯分）の確認を行うこと。

(4) 血清ヘリコバクター・ピロリ抗体検査

採血による血液検査とし、血清ヘリコバクター・ピロリ抗体値（ラテックス凝集比濁法）で判定する。

6 偶発症発生時の対応

偶発症発生時に必要な救命救急設備、医療品を備え、緊急対応への準備を怠らないこと。

保険診療行為（投薬、点滴、など）を行った場合や病院紹介が必要であった偶発症はすべて

熊本市健康づくり推進課へ報告を行うこと。

**【がん検診における事故等（偶発症）への補償対応について】**

偶発症を含むがん検診等における事故への対応については、熊本市が加入している「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」での補償を行う。

7 結果判定

**【判定基準】**

- ・血清ヘリコバクター・ピロリ抗体値が 10U/ml 未満 → [ピロリ菌] 陰性
- ・血清ヘリコバクター・ピロリ抗体値が 10U/ml 以上 → [ピロリ菌] 陽性

8 受診者への通知と説明

1次検査機関より、郵送により受診者本人へ結果通知を行う。通知の内容は1又は2とする。

1. 今回の検査では、陰性でした。  
(血清ヘリコバクター・ピロリ抗体値が 10U/ml 未満)
2. 今回の検査では、陽性でした。2次検査が必要です。  
(血清ヘリコバクター・ピロリ抗体値が 10U/ml 以上)

(1) 陰性者

ピロリ菌が陰性でも胃がんを発症する可能性はあり、定期的な胃がん検診や、自覚症状がある場合は必ず医療機関を受診するよう結果通知書等にて説明すること。

(2) 陽性者

結果通知書とともに胃がん精密検査機関リスト（「熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会」が認定した機関）を同封し、受診者に対して2次検査の受診を促す。なお、除菌をしても胃がん発生の可能性はあり、定期的な胃がん検診や、自覚症状がある場合は必ず医療機関を受診するよう結果通知書等にて説明すること。

**【2次検査の内容】**

胃内視鏡検査を実施する。（必要があれば各種ピロリ菌検査を実施する）

以上の結果をふまえ、除菌のメリット・デメリットを十分説明し、受診者の承諾を得たうえで除菌治療等を実施する。

なお、胃がんリスク検査の結果だけでは保険診療としての除菌治療はできない。内視鏡検査にて、胃・十二指腸潰瘍、胃炎等の診断がなされた場合のみ、保険診療としての除菌治療が可能であることに留意すること。

**【2次検査結果の報告】**

2次検査を実施した医療機関は、その結果について1次検査機関に対して報告を行う。

また、除菌治療を実施した場合は、除菌完了後その結果について1次検査機関に対して報告を行う。

9 検査結果の保存義務

問診記録・検診結果等は少なくとも5年間は保存すること。

10 事後指導・事後管理

- (1) 陽性者には、その旨を本人に通知し、受診を勧奨する。
- (2) 2次検査は医療（保険診療）として取り扱う。  
自院で2次検査を行う場合は初診料ではなく再診料を算定する。  
※初診料は検査料に含まれる。
- (3) 2次検査を実施した医療機関は、その結果について1次検査機関に対して報告する。
- (4) 1次検査機関は、2次検査の未受診者を把握し、当該受診者に対して文書等で2次検査受診勧奨を行う。
- (5) 1次検査機関は、2次検査を実施した医療機関から報告がなされていない場合は、提出の依頼等を行う。

#### 1.1 その他

この要領にない案件等が生じた場合は、必要により熊本市と1次検査機関の双方で協議するものとする。

##### 附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。